

## 平成24年度 第170回 教育研究審議会議事要録

**日時** 平成24年10月9日(火) 13:30~15:00  
**場所** 北方キャンパス本館 E701 会議室  
**出席者** 近藤学長、岡本副学長、梶原副学長、木原副学長、井村事務局長、伊藤外国語学部長、吉田経済学部長、松尾文学部長、山本法学部長、龍国際環境工学部長、横山社会システム研究科長、田部井学生部長、田村大教務部長、古賀都市政策研究所長、八百図書館長、漆原基盤教育センター長、柳井入試広報センター長、隈本情報総合センター長、王マネジメント研究科長、廣渡評価室副室長、真鍋地域創生学類長(伊野地域創生学群長代理)

- 配布資料**
- 1 基盤教育センター専任教員(教養教育部門:障がい者スポーツ)2013(平成25)年4月1日採用選考委員会(案)
  - 2 特任教員の選考について(地域共生教育センター)
  - 3 副専攻関連規程の整備について(案)
  - 4 教職課程における全学的な組織の設置について
  - 5 平成25年度以降「教職課程科目」担当教員のチェック体制について
  - 6 北九州市立大学教員海外出張・研修報告書

### 第1号 教員の人事について

\* 資料1のとおり、基盤教育センターから障がい者スポーツ担当教員の選考委員会委員変更について提案。

- 第166回教育研究審議会(平成24年7月10日開催)で設置した選考委員会の委員のうち1名について、諸般の事情により変更したい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

### 第2号 特任教員の選考について

\* 資料2のとおり、地域共生教育センターの特任教員1名の選考について提案。

- 第168回教育研究審議会(平成24年9月11日開催)で承認された環境ESDプログラムの運営体制における特任教員2名のうち1名の選考である。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】(異議なし)

### 第3号 副専攻関連規程の整備について

\* 資料3のとおり、副専攻関連規程の整備について提案。

- 第163回教育研究審議会(平成24年5月22日開催)及び第168回教育研究審議会(平成24年9月11日開催)において、環境ESDプログラムの開設と同プログラムの開設に伴う運営体制が承認された。これに伴い、副専攻規程、地域共生教育センター規程及び国際教育交流センター規程の一部改正を行うとともに、副専攻調整会議規程を新設する。
- 副専攻規程は、環境ESDプログラムの開設に伴う条項の追加、副専攻の申請数の制限、学部等の卒業要件単位との関係に関する規定を追加した。また、Global Education Programについても、科目名称の一部変更等を行った。
- 地域共生教育センター規程においては、環境ESD部会の設置に関する規定を追加した。
- 国際教育交流センター規程においては、環境ESD部会に相当するGEP部会の設置に関する規定の改正等を行った。
- 途中で副専攻プログラムを変更したいとの申し出が学生からあった際は、どのように対応するのか。
- 申請時期が、環境ESDプログラムは2年次、Global Education Programは2・3年次であるため、環境

ESDプログラムからGlobal Education Programへの変更に限り可能である。窓口で学生への対応に誤りがないようにしたい。

- 副専攻規程の第8条第2項で、学部が副専攻単位を卒業要件単位に算入するにあたり、当該副専攻プログラムの修了要件単位数のうち卒業要件単位数に算入されない単位数が10単位以上となるように定めた理由は何か。
- 各学部の卒業要件以上に頑張った学生を副専攻修了者として認定する考え方によるものである。
- 両センター規程において、部会の設置に関する規定の条の数字が異なっており、違和感がある。
- 条の数字が違うのは、規程の構成が異なっているためである。部会の位置づけに関しては、両規程で違いはない。
- 規程の体裁の問題かと思う。今後整理していく必要がある。
- 今後の課題としたい。

【議長】提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

#### 第4号 教職課程における全学的な組織の設置について

\* 資料3のとおり、教職課程における全学的な組織の設置について提案。

- 大学全体として教職課程を責任をもって運営していく組織がなかったことから、その中心的な役割を担う組織として「教職課程運営委員会」を新たに設置する。この委員会には、学部や大学院等の各分野の課題について協議・検討を行うため「学士課程運営検討部会」と「大学院課程運営検討部会」の2つの部会が置かれることになる。  
なお、現在の教務部委員会教職部会は、「学士課程運営検討部会」に引き継がれ廃止となる。
- 学士課程運営検討部会の元に置かれる各免許種別WGの教員数は、どのくらいになるのか。
- 「教科に関する科目」担当の専任教員全員が入ってくるため、各WGで人数が異なる。規模の大きいWGについては、学科ごとに「学科免許責任者」を選出してもらい、この責任者を中心に議論していく。
- 学士課程運営検討部会は、教務部委員会から完全に独立した組織になるのか。
- 教職課程は各学部のカリキュラム編成やシラバス、履修関係等とも絡むため、同部会にはパイプ役として教務部長を置いている。
- 大学全体の組織としての位置づけであれば、2つの部会についても、教職課程運営委員会規程の中で定めておくべきではないか。
- 部会の運営方法等の規定については、教職課程運営委員会で整備したいと考えている。
- 部会については、教職課程運営委員会規程第7条で「設置することができる。」としているが、教職課程運営委員会の組織構成の考え方を示した図で説明いただいた限りでは、常設の組織である。同規程の中で部会の設置や所掌範囲等を規定しておく必要があるのではないか。
- 組織構成の考え方に沿った規程となるように、部会に関する部分について修正し、次回の教育研究審議会で報告したい。

【議長】教職課程運営委員会規程を一部修正することとし、提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】（異議なし）

#### 報告

- ① 平成25年度以降「教職課程科目」担当教員のチェック体制について、資料5のとおり報告があった。
- ② 教員の海外出張について、資料6のとおり報告があった。
- ③ 大学祭実施期間について、報告があった。  
(不審火が続く状況を踏まえての意見が多数出され、3日間へ短縮することが妥当との見解が示され、了承された。)
- ④ 次回の審議会を10月23日(火)に開催する予定である旨、報告があった。